

補装具費給付事業（購入・修理）

市では身体障害者手帳をお持ちで、日常生活のため補装具の購入・修理を希望している方に対し、その費用の一部（又は全部）を審査により助成が適当と判断した場合に給付しています。

■那覇市障がい福祉課給付2グループ（補装具担当） 電話098-862-3275

補装具の種類

- ①車椅子
- ②電動車椅子
- ③補聴器
- ④装具（上肢・下肢・体幹・靴型）
- ⑤義肢（義手・義足）
- ⑥座位保持装置
- ⑦意思伝達装置
- ⑧その他（杖、眼鏡等）

対象者

以下の全てに該当する方です。

- 1 那覇市に住所を有する方 ※裏面1
- 2 身体障害者手帳を所持している方 ※裏面2
- 3 医師より、日常生活用補装具の必要性が認められる方

対象除外者

以下のいずれかに該当する方です。

- 1 介護保険制度、医療保険制度、労災保険等で同等機能の補装具給付を受けられる方（他法優先）
- 2 使用中の補装具がまだ使える状態にある方
- 3 購入・修理後の事後申請
- 4 所得制限を越える所得がある方 ※裏面3、4

利用者負担額

月額上限

37,200円

※次の費用は全額利用者様のご負担です。

- ①見積の金額で、助成基準額を超えた分の費用。
- ②医師の診断書・意見書等にかかる費用
- ③その他手続きにかかる費用

マイナンバーカード

※居住地特例等

他市町村に住民登録している方はマイナンバーの確認が必要になります。

必要書類

新規購入

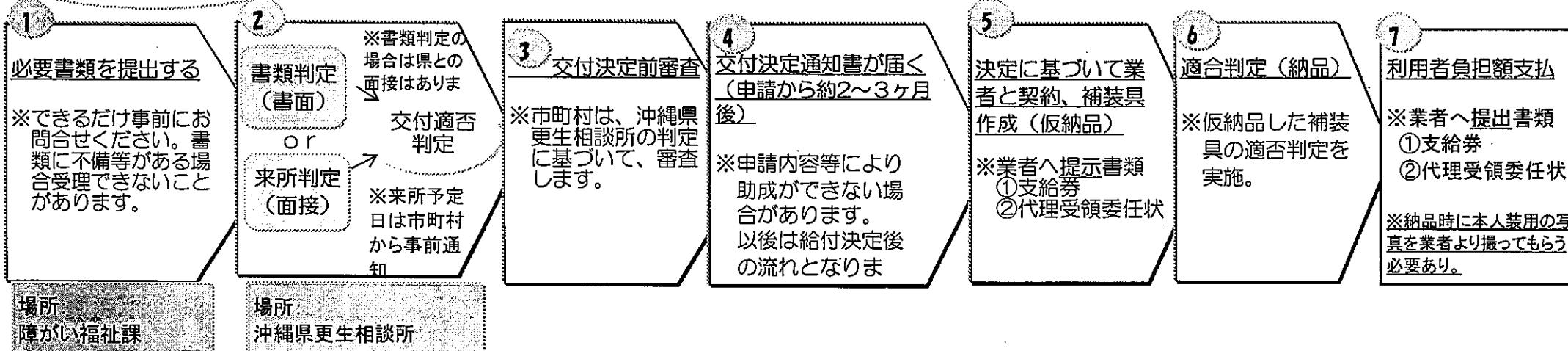
- ①印鑑
- ②身体障害者手帳 ※裏面2
- ③業者の見積書
- ④医師の意見書・処方箋（指定業者・指定医師（15条医に限る））
- ⑤所得・課税証明書 ※裏面4
- ⑥調査票、理由書等 ※裏面5
- ⑦保護証明書（那覇市以外で保護受給中の方）

書類判定

修理

- ①印鑑
- ②身体障害者手帳 ※裏面2
- ③業者の見積書（指定業者に限る）
- ※理由書（重度障害者用意思伝達装置に限る）
- ④所得・課税証明書 ※裏面4

手続きの流れ（購入）



手続きの流れ（修理）

①→③→④→⑤→⑥→⑦（申請から交付決定まで2~3週間）

対象者や必要書類に関すること

1 市外に居住する方の申請について（居住地特例）

障害者総合支援法（補装具費の支給に関する法律）では、補装具費の支給に関する申請先や財政負担は住所登録先の市町村が担うとされていますが、障害者施設や介護施設に入所するために住所を移転した方は、引き続き移転前の市町村を利用していただく措置（居住地特例）があります。

2 難病患者の申請について

国の指定難病（通称：332疾病）に該当する方は、難病医療受給者証又は診断書で申請が可能です。また、身体障害者手帳と難病医療受給者証又は診断書とをお持ちの方は、両方を申請時にお持ちください。

3 補装具費の支給対象外となる所得制限について

本人または世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には、補装具費の支給対象外となります。

4 未申告者の所得確認について

過去2年間に転入された方や那覇市外の施設等に転出された等の理由で所得確認ができない方は、所得確認できる証明書の提出をお願いします。

5 新規購入申請時の必要書類の調査票、理由書、意見書等の提出について

以下のいずれかに該当するとき

①電動車椅子の購入申請・・・身体障害者の電動車椅子（EW/C）判定調査票

②車椅子のオーダーメイド購入申請で、病院や施設に入院・入所し、3ヶ月以内の自宅退院・退所見込みがない方（本来、入院・入所先の施設が備品として既

製品車椅子を用意対応していただくことになります）。そして、車椅子を常時必要とすることが明らかで、介護保険等からの給付や貸与が受けられない方・・・病院入院・施設入所中の車いす交付に係る理由書

③補聴器の購入申請・・・補聴器の状態確認について（任意）

④骨格構造義肢（手・足）の購入の更新申請・・・骨格構造義肢再交付理由書

⑤特例補装具の購入申請・・・理由書と特例補装具費支給意見書

手続きの流れ（購入）

1 沖縄県更生相談所の判定区分について

補装具の新規購入は、沖縄県更生相談所の判定を経て交付しますが、以下の場合はそれが省略できます。

①レディーメイド車椅子、義眼、歩行器、杖類（盲人用安全杖、歩行補助杖）、眼鏡類（矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ）の申請

②18歳未満の児童の補装具購入の全般